



条件付き移動管理命令SOP (PKPB) 発効日：2021年4月1日

2021年4月1日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2021年4月1日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳 秘

許可された活動

- 経済および産業のサプライチェーン
- 政府の公式事業
- 治療を受けるため、緊急事態、葬儀に関わる事態

禁止された活動

- 禁止リストによる

根拠とされる法令

- 規則18P.U. (A) 97/2021
- 緊急事態（感染症の予防と管理）（改正）条例2021
- NSCとMOHによって発行された判決の対象
- 省/省/機関の下での指示、規制およびSOP
- SOPPKPBサバ州全州
- 保健局長が随時発行するその他の指示・規制16P.U.

※ 事務局注

規則18P.U. 97/2021 3.4発効
感染症の予防と管理（感染した 地域内での措置）（条件付き移動管理）（第4号）規則2021-感染症の予防と管理法1988

緊急事態（感染症の予防と管理）（改正）条例2021 3.11発効
令状によらない逮捕権、SOP違反での罰則金引上げ等

詳細は法務局通達参照の事

適用期間	24時間	許可される時間	下記の概要説明通り	居住者の移動について	条件あり
活動とプロトコル					
活 動			概要説明		
対象地域			サラワク、クランタン、ペナン、セランゴール、WPクアラルンプール、ジョホール、ヌグリスンビラン（SEREMBAN DISTRICT）およびKEDAH（KUALA MUDA DISTRICT）。 *サラワクについては、サラワク州PKPBSOPを参照してください。		
適用期間			2021年4月1日（午前12時1分から）から2021年4月14日（午後11時59分）まで * 2021年3月30日（午前12時1分から）から2021年4月12日（午後11時59分）まで サラワクの場合		
移動制限			•CMCOエリア内での移動は許可されています。クアラルンプールとセランゴールは1つのゾーンと見なされ、国境を越えた移動が許可されます。 •他のCMCOエリアへの移動は、移動制御令（MCO）、回復移動制御令（RMCO）、および拡張移動制御令（EMCO）地域は、PDRM(※警察)からの許可がない限り許可されません。 •自家用車の乗客数は、車両の容量に応じて異なります。ただし、ハイリスクの個人や子供は、公共の開放され混雑した場所に出かけることはお勧めしません。 •重要な商品やサービスおよび経済/産業サプライチェーンを輸送する車両に許可される乗車人数は、車両の登録によって異なります。 •仕事への行き来、または政府の公務を行う目的での民間、政府部門、または民間企業の車両の移動は、車両の座席数によります。 •すべての空港と港での活動とサービスの運営が許可されています。 •バス停、高速バス、LRT / MRT / ERL / モノレール、フェリー、飛行機、タクシー / e-hailingサービス、その他の公共交通機関などの公共交通機関は、車両の乗車容量に基づいて運行が許可されています（営業時間はライセンス条件に基づく） •CMCOの期間中、フードデリバリーサービスは午前6時から深夜12時まで営業することが許可されています。 •PDRM許可を取得することにより、遠距離恋愛のカップルが州を越えて会えます。		



条件付き移動管理命令SOP (PKPB) 発効日：2021年4月1日

2021年4月1日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2021年4月1日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳 秘

許可された活動

- 経済および産業のサプライチェーン
- 政府の公式事業
- 治療を受けるため、緊急事態、葬儀に関わる事態

禁止された活動

- 禁止リストによる

根拠とされる法令

- 規則18P.U. (A) 97/2021
- 緊急事態（感染症の予防と管理）（改正）条例2021
- NSCとMOHによって発行された判決の対象
- 省/省/機関の下での指示、規制およびSOP
- SOPPKPBサバ州全州
- 保健局長が随時発行するその他の指示・規制16P.U.

※ 事務局注

規則18P.U. 97/2021 3.4発効
感染症の予防と管理（感染した 地域内での措置）（条件付き移動管理）（第4号）規則2021-感染症の予防と管理法1988

緊急事態（感染症の予防と管理）（改正）条例2021 3.11発効
令状によらない逮捕権、SOP違反での罰則金引上げ等

詳細は法務局通達参照の事

4/2/2021

適用期間	24時間	許可される時間	下記の概要説明通り	居住者の移動について	条件により可
活動とプロトコル					
活 動	概要説明				
CMCOエリアでの活動	•ビジネス/経済/産業活動は、政府の決定に従って運営することが許可されています。 •スーパーマーケット、ショッピングモール、小売店は、午前6時から午前12時まで所定のSOPに従って営業することが許可されています。 •レストラン、ショップ/飲食店、フードトラック、道端のホーカー、移動式ホーカー、フードコート/ホーカーセンター、道端の屋台/キオスク、食料品店、コンビニエンスストアは、食品セクターSOPに準拠して午前6時から午前12時まで営業できます。 •レストランや飲食店（Premised Businesses、Non -構内ホーカー、屋内市場、小売/コンビニエンスストア）は、食品セクターSOPに準拠し午前6時から深夜12時まで営業できます（ライセンス条件による）。 •デイマーケット、ホールセールマーケット、ウェットマーケット、ナイトマーケット、レイトナイトマーケット（アップタウン、ダウントウンなどでの）は、ライセンス/許可によって設定された開始営業時間に従い、SOP及びRELA(※自警団みたいなもの)/地方政府当局の指導により深夜12時まで営業できます。 •ラマダンバザールは、当局およびRELA / PBTメンバーのSOPおよび監督の元コンプライアンスに準拠して午後3時から午後8時までの営業が許可されています。 •Aidilfitri Bazaarは、SOPへの準拠の元午前10時から深夜12時までの営業が許可されています。 •ガソリンスタンドの営業時間は、午前6時から深夜12時までです（24時間営業可能な高速道路でのガソリンスタンドの営業を除く）				

Duplication and/or distribution of this document a part or whole is strictly prohibited without prior consent of JACTIM
Compiled: JACTIM / Kitae



条件付き移動管理命令SOP（PKPB） 発効日：2021年4月1日

2021年4月1日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2021年4月1日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳 秘

許可された活動

- 経済および産業のサプライチェーン
- 政府の公式事業
- 治療を受けるため、緊急事態、葬儀に関わる事態

禁止された活動

- 禁止リストによる

根拠とされる法令

- 規則18P.U. (A) 97/2021
- 緊急事態（感染症の予防と管理）（改正）条例2021
- NSCとMOHによって発行された判決の対象
- 省/省/機関の下での指示、規制およびSOP
- SOPPKPBサバ州全州
- 保健局長が随時発行するその他の指示・規制16P.U.

※ 事務局注

規則18P.U. 97/2021 3.4発効
感染症の予防と管理（感染した 地域内での措置）（条件付き移動管理）（第4号）規則2021-感染症の予防と管理法1988

緊急事態（感染症の予防と管理）（改正）条例2021 3.11発効
令状によらない逮捕権、SOP違反での罰則金引上げ等

詳細は法務局通達参照の事

4/2/2021

活動とプロトコル

許可される
時間

下記の概要
説明通り

居住者の移
動について

条件によ
り可

活 動	概要説明
CMCOエリアでの活動	•ランドリーサービスは、午前6時から深夜12時まで利用できます。 •スパ、リフレクソロジー、マッサージ、ペディキュアとマニキュアサービスは、午前6時から深夜12時まで、または地方自治体のライセンス条件のいずれか早い方で許可されます。 •その他の業務は、午前6時から深夜12時まで許可されています（ライセンス条件が適用されます）。
メディカル・ヘルスサービス	•政府および私立の診療所および病院は、24時間、または政府の許可に従って運営することが許可されています。 •薬局とドラッグストアは、午前8時から深夜12時まで営業できます。

Duplication and/or distribution of this document a part or whole is strictly prohibited without prior consent of JACTIM
Compiled: JACTIM / Kitae



条件付き移動管理命令SOP (PKPB) 発効日：2021年4月1日

2021年4月1日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2021年4月1日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳 秘

許可された活動

- 経済および産業のサプライチェーン
- 政府の公式事業
- 治療を受けるため、緊急事態、葬儀に関わる事態

禁止された活動

- 禁止リストによる

根拠とされる法令

- 規則18P.U. (A) 97/2021
- 緊急事態（感染症の予防と管理）（改正）条例2021
- NSCとMOHによって発行された判決の対象
- 省/省/機関の下での指示、規制およびSOP
- SOPPKPBサバ州全州
- 保健局長が随時発行するその他の指示・規制16P.U.

※ 事務局注

規則18P.U. 97/2021 3.4発効
感染症の予防と管理（感染した 地域内での措置）（条件付き移動管理）（第4号）規則2021-感染症の予防と管理法1988

緊急事態（感染症の予防と管理）（改正）条例2021 3.11発効
令状によらない逮捕権、SOP違反での罰則金引上げ等

詳細は法務局通達参照の事

4/2/2021

適用期間	24時間	許可される時間	下記の概要説明通り	居住者の移動について	条件により可
活動とプロトコル					
活 動			概要説明		
衛生安全プロトコル			•(事業)ライセンス所有者および施設所有者は、施設内外での顧客が1メートルのソーシャルディスタンスにあることを確認します。 •手指消毒剤は入口に設置し、施設に入る前に使用できるようにする必要があります。 •ライセンス所有者と施設所有者は、MySejahtera QRコードと顧客登録ログブックを準備する必要があります。 •インターネットにアクセスできる地域では、MySejahteraアプリケーションの使用が必須です。インターネットにアクセスできない地域、特に村や農村地域では免除が認められています。 •ライセンシーと施設所有者は、顧客がMySejahteraを使用して施設にチェックインさせるか、インターネットのカバレッジがない場合は名前と電話番号を手書きで記録させるようにします。 •顧客/訪問者は、敷地内に入る前にMySejahteraにてチェックインするか、名前と電話番号を手書きで記入する事。 •デパート、スーパーマーケット、ショッピングセンターの場合、顧客は1つの複合施設の下にあるすべての事業所ではなく、複合施設の入り口で1回だけ体温スキャンを実行する必要があります。 •体温が摂氏37.5度を超える場合は、施設や敷地内への立ち入りは許可されていません。 •施設建屋及び施設建屋外の施設の所有者は、MySejahteraで低リスクステータスの顧客のみが入ることができるようにする必要があります。 •ライセンシーと施設の所有者は、施設内の顧客の数を制限し、一度に半径1メートルの物理的な距離確保と顧客の最大数を敷地内に表示します。		

Duplication and/or distribution of this document a part or whole is strictly prohibited without prior consent of JACTIM
Compiled: JACTIM / Kitae



条件付き移動管理命令SOP（PKPB） 発効日：2021年4月1日

2021年4月1日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2021年4月1日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳 秘

許可された活動

- 経済および産業のサプライチェーン
- 政府の公式事業
- 治療を受けるため、緊急事態、葬儀に関わる事態

禁止された活動

- 禁止リストによる

根拠とされる法令

- 規則18P.U. (A) 97/2021
- 緊急事態（感染症の予防と管理）（改正）条例2021
- NSCとMOHによって発行された判決の対象
- 省/省/機関の下での指示、規制およびSOP
- SOPPKPBサバ州全州
- 保健局長が随時発行するその他の指示・規制16P.U.

※ 事務局注

規則18P.U. 97/2021 3.4発効
感染症の予防と管理（感染した 地域内での措置）（条件付き移動管理）（第4号）規則2021-感染症の予防と管理法1988

緊急事態（感染症の予防と管理）（改正）条例2021 3.11発効
令状によらない逮捕権、SOP違反での罰則金引上げ等

詳細は法務局通達参照の事

4/2/2021

活動とプロトコル

活 動	概要説明
公衆衛生プロトコル	•ライセンサーと施設の所有者は、一度に半径1メートルのソーシャルディスタンスで敷地内の顧客の数を制限し、敷地内の顧客の最大数を表示します。 •従業員と顧客は、敷地内でMOHの推奨に従ってフェイスマスクを適切に着用する必要があります •敷地内が良好な換気システムで換気されていることを確認してください。 •以下の活動およびエリアを除き、特に混雑した公共エリアでのフェイスマスクの着用が義務付けられています。 a. 同一世帯のメンバーが居住する自分の住居 b. 同一世帯のメンバーが居住するホテルの部屋/宿泊施設 c. 個々のワークスペース d. 屋内および屋外のスポーツとレクリエーション活動 e. 同一世帯のメンバーが乗車する自家用車 f. 屋内/屋外エリアで他の個人のいない公共の場所 g. 他の個人が居ない公共の場で飲食する場合

24時間

許可される
時間

下記の概要
説明通り

居住者の移
動について

条件によ
り可

Duplication and/or distribution of this document a part or whole is strictly prohibited without prior consent of JACTIM
Compiled: JACTIM / Kitae



条件付き移動管理命令SOP（PKPB） 発効日：2021年4月1日

2021年4月1日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2021年4月1日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳 秘

許可された活動

- 経済および産業のサプライチェーン
- 政府の公式事業
- 治療を受けるため、緊急事態、葬儀に関わる事態

禁止された活動

- 禁止リストによる

根拠とされる法令

- 規則18P.U. (A) 97/2021
- 緊急事態（感染症の予防と管理）（改正）条例2021
- NSCとMOHによって発行された判決の対象
- 省/省/機関の下での指示、規制およびSOP
- SOPPKPBサバ州全州
- 保健局長が随時発行するその他の指示・規制16P.U.

※ 事務局注

規則18P.U. 97/2021 3.4発効
感染症の予防と管理（感染した 地域内での措置）（条件付き移動管理）（第4号）規則2021-感染症の予防と管理法1988

緊急事態（感染症の予防と管理）（改正）条例2021 3.11発効
令状によらない逮捕権、SOP違反での罰則金引上げ等

詳細は法務局通達参照の事

4/2/2021

活動とプロトコル

活 動	概要説明
従業員	•MCO、CMCO、およびRMCOエリアへの出入りが許可されています。従業員の移動には、登録/運営承認書および従業員バス/雇用者確認書が必要です。 •EMCOエリアへの移動は許可されていません。 •公務員の出勤数は、JPA Circulars / Ordersに基づきます。一方、民間部門の場合は、管理および運用/サポートグループに100%許可となります。 •自家用車を含む従業員を乗せた車両は、SOPに準拠して運用することが許可されています。
経済および産業部門の活動	•CMCO地域での経済および産業部門の活動は、規定されたSOPに準拠して政府が決定したとおりに実行できます。 •すべての産業、ビジネス、製造関連の車両は、地区や州を横断することを含め、運転が許可されています。
漁業、プランテーション、農業セクター	•漁業、プランテーション、農業、畜産、および食品サプライチェーンに関連するその他すべてのセクターの運営が許可されています。
宗教活動	•モスクとスラウでの活動は、州の宗教当局によって決定された制限付きの出席で許可されています。 •非イスラム教徒の礼拝所での活動は、連邦直轄領の礼拝所について、国民統一省および連邦直轄領省によって決定されたように、出席を制限して許可されています。

Duplication and/or distribution of this document a part or whole is strictly prohibited without prior consent of JACTIM
Compiled: JACTIM / Kitae



条件付き移動管理命令SOP（PKPB） 発効日：2021年4月1日

2021年4月1日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2021年4月1日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳 秘

許可された活動

- 経済および産業のサプライチェーン
- 政府の公式事業
- 治療を受けるため、緊急事態、葬儀に関わる事態

禁止された活動

- 禁止リストによる

根拠とされる法令

- 規則18P.U. (A) 97/2021
- 緊急事態（感染症の予防と管理）（改正）条例2021
- NSCとMOHによって発行された判決の対象
- 省/省/機関の下での指示、規制およびSOP
- SOPPKPBサバ州全州
- 保健局長が随時発行するその他の指示・規制16P.U.

※ 事務局注

規則18P.U. 97/2021 3.4発効
感染症の予防と管理（感染した 地域内での措置）（条件付き移動管理）（第4号）規則2021-感染症の予防と管理法1988

緊急事態（感染症の予防と管理）（改正）条例2021 3.11発効
令状によらない逮捕権、SOP違反での罰則金引上げ等

詳細は法務局通達参照の事

4/2/2021

活動とプロトコル

24時間

許可される
時間

下記の概要
説明通り

居住者の移
動について

条件によ
り可

活 動

概要説明

スポーツとレクリエーション活動

- 健康、フィットネス、トレーニングを目的としたすべての個人およびチームのスポーツおよびレクリエーション活動およびゲーム/試合は、スポーツおよびレクリエーションセクターのSOP、および管理手順の対象となります。
- 州/地区/コミュニティレベルでトーナメント/大会を開催するには青年スポーツ省（KBS）の許可が必要です。
- MFL、STL、MHLなどの全国レベルでのトーナメント/大会の開催はKBSの許可を得てスポーツバブル方式を使用することができます。クロスステートムーブメントはPDRM許可の対象となります。
- KBSの許可を得て、スポーツバブル方式を使用して国際レベルのトーナメント/大会を開催することができます。
- プレーヤー/参加者/役員/技術者の入場は、KBSのサポートとマレーシア入国管理局（JIM）の許可が必要です。
- 海外のトーナメント/大会へのマレーシアの選手/参加者/役員/技術者の参加はKBSの支援とマレーシア入国管理局（JIM）の許可が必要です。
- スポーツやレクリエーションの会場への観客/サポーターの出席は、10%の観客/サポーターの定員または2,000人どちらか少ない方となります。ただし、主催者は、監視制御の能力を考慮して、観客/サポーターの出席の定員制限（指定された定員を超えない）を設定することができます。
- スポーツおよびレクリエーションセクターのSOPに準拠した、エアロビクス、ズンバ、太一などの監視および制御された管理を伴うグループ活動は可能です。参加は、エリアの定員の50%に制限されるか、一度に250人を超えないようにします（どちらか少ない方）
- スポーツセクターSOPに準拠したスポーツおよびレクリエーション施設/施設/施設の運営およびレクリエーションが可能です。

Duplication and/or distribution of this document a part or whole is strictly prohibited without prior consent of JACTIM
Compiled: JACTIM / Kitae



条件付き移動管理命令SOP（PKPB） 発効日：2021年4月1日

2021年4月1日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2021年4月1日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳秘

許可された活動

- 経済および産業のサプライチェーン
- 政府の公式事業
- 治療を受けるため、緊急事態、葬儀に関わる事態

活動とプロトコル

許可される
時間

下記の概要
説明通り

居住者の移
動について

条件によ
り可

禁止された活動

- 禁止リストによる

根拠とされる法令

- 規則18P.U. (A) 97/2021
- 緊急事態（感染症の予防と管理）（改正）条例2021
- NSCとMOHによって発行された判決の対象
- 省/省/機関の下での指示、規制およびSOP
- SOPPKPBサバ州全州
- 保健局長が随時発行するその他の指示・規制16P.U.

※ 事務局注

規則18P.U. 97/2021 3.4発効
感染症の予防と管理（感染した 地域内での措置）（条件付き移動管理）（第4号）規則2021-感染症の予防と管理法1988

緊急事態（感染症の予防と管理）（改正）条例2021 3.11発効
令状によらない逮捕権、SOP違反での罰則金引上げ等

詳細は法務局通達参照の事

4/2/2021

活 動

概要説明

クリエイティブ産業

- 政府の公式プログラム/音楽芸術/ダンスアート/演劇芸術/ミュージカルアート/コメディ/文化遺産パフォーマンス/ライブストーリーミングをカバーするすべてのタイプのイベント/ショー/ライブパフォーマンスは、物理的な制限の対象となるイベントスペース容量の50%に制限された聴衆に許可されます。
- コンベンションセンター、展示ギャラリー、トレードセンター、アート施設、その他のライセンスされたMICE施設など、指定された場所とライセンスされたイベントスペースのみに制限されます。
- ホテルのラウンジでの公演は、ソーシャルディスタンスを遵守することにより、イベントスペースの容量の50%までに制限されます。
- 管理者、アーティスト、クルーの合計は、通常のキャパシティの70%に制限されています。
- スタジオ内外で制作された映画、ドラマ、ドキュメンタリーの音楽制作、アニメーション、撮影などのクリエイティブコンテンツ開発活動は許可されています。
- ただし、スタジオの内外でライブまたは録画されたテレビ番組は、スペース容量の50%に制限された視聴者に許可されます。
- カフェテリア、フードコート、飲食店、ショッピングモールなどの建物の敷地内での「大道芸」活動は許可されます。
- PKPBエリアでは、シネマおよびドライブインシネマアクティビティが許可されています

デイケアセンター、タビカ、幼稚園、保育園

- デイケアセンター、タビカ、幼稚園、保育園は、関連する省庁の許可を得て運営することが許可されています。
- 子供をデイケアセンターに送る親/保護者は、車両の乗車定員に応じて使用できます。
- CMCO期間中は、障害者、高齢者、女性、多目的ケアセンター向けのデイケアセンターの運営が許可されています。

Duplication and/or distribution of this document a part or whole is strictly prohibited without prior consent of JACTIM
Compiled: JACTIM / Kitae



条件付き移動管理命令SOP（PKPB） 発効日：2021年4月1日

2021年4月1日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2021年4月1日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳 秘

許可された活動

- 経済および産業のサプライチェーン
- 政府の公式事業
- 治療を受けるため、緊急事態、葬儀に関わる事態

禁止された活動

- 禁止リストによる

根拠とされる法令

- 規則18P.U. (A) 97/2021
- 緊急事態（感染症の予防と管理）（改正）条例2021
- NSCとMOHによって発行された判決の対象
- 省/省/機関の下での指示、規制およびSOP
- SOPPKPBサバ州全州
- 保健局長が随時発行するその他の指示・規制16P.U.

※ 事務局注

規則18P.U. 97/2021 3.4発効
感染症の予防と管理（感染した 地域内での措置）（条件付き移動管理）（第4号）規則2021-感染症の予防と管理法1988

緊急事態（感染症の予防と管理）（改正）条例2021 3.11発効
令状によらない逮捕権、SOP違反での罰則金引上げ等

詳細は法務局通達参照の事

4/2/2021

活動とプロトコル

許可される
時間

下記の概要
説明通り

居住者の移
動について

条件によ
り可

活 動

概要説明

教 育

- 学校、公立および私立高等教育機関（HEI）、職業研究所、ターフィズセンター、私立幼稚園のカテゴリーの私立教育機関、学校およびセンター（授業センター、語学センター、スキルセンター、精神発達センターなど）および他の教育機関は、それぞれの省庁によって設定されたガイドラインへの準拠により許可されています。
- 文部省（MOE）に登録されているすべての教育機関および私立教育機関は、MOEからの決定および発表に従って随時運営することが許可されています。他の機関は、MOEからの発表に基づいて運営を開始することが奨励されています。
- 2020年と2021年のSijil Pelajaran Malaysia（SPM）、Sijil Tinggi Pelajaran Malaysia（STPM）、Sijil Vokasional Malaysia（SVM）、Sijil Tinggi Agama Malaysia（STAM）、Sijil Kemahiran Malaysia（SKM）、ディプロマ専門学校マレーシア（DVM）、フォーム1およびフォーム4試験の特別学校への入学、および同等の国際試験は、設定した学校カレンダーに従って、MCO、CMCO、またはRMCO地域全体の学校に通うことができます。
- 試験に関わる講義および教育クラスを目的とした講師/教師/インストラクターの移動は、MOEおよびMOHEの確認を得て許可されます。
- MOHとMOHEが設定した試験クラスの寮への学生の入学の移動は、MOHとMOHEの確認を得て許可されます。
- 学生は、関連するHEIからキャンパスに戻るために、州または地区を横断するための移動許可書を取得する必要があります。

Duplication and/or distribution of this document a part or whole is strictly prohibited without prior consent of JACTIM
Compiled: JACTIM / Kitae



条件付き移動管理命令SOP (PKPB) 発効日：2021年4月1日

2021年4月1日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2021年4月1日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳 秘

許可された活動

- 経済および産業のサプライチェーン
- 政府の公式事業
- 治療を受けるため、緊急事態、葬儀に関わる事態

禁止された活動

- 禁止リストによる

根拠とされる法令

- 規則18P.U. (A) 97/2021
- 緊急事態（感染症の予防と管理）（改正）条例2021
- NSCとMOHによって発行された判決の対象
- 省/省/機関の下での指示、規制およびSOP
- SOPPKPBサバ州全州
- 保健局長が随時発行するその他の指示・規制16P.U.

※ 事務局注

規則18P.U. 97/2021 3.4発効
感染症の予防と管理（感染した 地域内での措置）（条件付き移動管理）（第4号）規則2021-感染症の予防と管理法1988

緊急事態（感染症の予防と管理）（改正）条例2021 3.11発効
令状によらない逮捕権、SOP違反での罰則金引上げ等

詳細は法務局通達参照の事

4/2/2021

適用期間	24時間	許可される時間	下記の概要説明通り	居住者の移動について	条件により可
活動とプロトコル					
活 動			概要説明		
MICE（会議、インセンティブ、コンベンション、展示会）			•会議、インセンティブ、コンベンション、展示会に関連するビジネスイベントはCMCO MICE SOPに基づいて、ソーシャルディスタンス保持、フェイスマスクの必須の着用で、構内容量の50%の運営が許可されています。		
観光および文化活動			以下の活動は、物理的な距離、フェイスマスクの着用義務を遵守し、関連するCMCO SOPに基づいて、施設の収容人数の50%で開催することが許可されています。 •動物園、農場、水族館、エデュテインメントセンター、レクリエーションパーク、エクストリーム/アドベンチャー/自然公園などの公共の観光名所。 •美術館、図書館、アートギャラリー、文化遺産の村/センター、文化公演ステージなどの芸術、文化、遺産の施設。 •テーマパークとファミリーエンターテインメントセンター。 ネガティブリストに記載されているもの以外のその他の観光および文化活動は、現在有効な文化および観光CMCO SOPの対象となります。		
ミーティング			•オフィス、ホテル、その他の機関で開催される公式のビジネスのための対面会議は、ソーシャルディスタンス保持、必須のフェイスマスクにより、会議室の収容人数の50%でのみ許可されます。 •会議はビデオ通話を介して行うことを推奨します。		

Duplication and/or distribution of this document a part or whole is strictly prohibited without prior consent of JACTIM
Compiled: JACTIM / Kitae



条件付き移動管理命令SOP（PKPB） 発効日：2021年4月1日

2021年4月1日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2021年4月1日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳 秘

許可された活動

- 経済および産業のサプライチェーン
- 政府の公式事業
- 治療を受けるため、緊急事態、葬儀に関わる事態

禁止された活動

- 禁止リストによる

根拠とされる法令

- 規則18P.U. (A) 97/2021
- 緊急事態（感染症の予防と管理）（改正）条例2021
- NSCとMOHによって発行された判決の対象
- 省/省/機関の下での指示、規制およびSOP
- SOPPKPBサバ州全州
- 保健局長が随時発行するその他の指示・規制16P.U.

※ 事務局注

規則18P.U. 97/2021 3.4発効
感染症の予防と管理（感染した 地域内での措置）（条件付き移動管理）（第4号）規則2021-感染症の予防と管理法1988

緊急事態（感染症の予防と管理）（改正）条例2021 3.11発効
令状によらない逮捕権、SOP違反での罰則金引上げ等

詳細は法務局通達参照の事

4/2/2021

適用期間	24時間	許可される時間	下記の概要説明通り	居住者の移動について	条件により可
活動とプロトコル					
活 動			概要説明		
セミナー/会議/ワークショップ/コース/トレーニング/レクチャー/展示会			•すべてのセミナー/会議/ワークショップ/コース/トレーニング/講義/展示会は、ソーシャルディスタンス保持、フェイスマスク必須の着用にて、構内容量の50%で開催できます。政府および民間部門の公式イベントの実行のための一般的なSOPに基づきます。 •継続的な内部トレーニングを開催できますが、トレーニング機関のエリア内でのみ可能です。		
セレモニー			•政府および民間の公式および非公式のイベント、式典、akadnikah式典、結婚式および婚約、レセプション、aqiqah式典、doa selamat、tahlilなどの社会的イベント、記念日、誕生日のお祝い、再会、リトリート、その他の懇親会は、ソーシャルディスタンス保持、フェイスマスクの着用義務を遵守し、社会的イベントの実行に関する一般SOPに基づいて、施設の収容人数の50%で開催できます。		
その他の許可された活動			ネガティブリストに記載されていないその他の活動は、既存のSOPに基づいて許可されます。		

Duplication and/or distribution of this document a part or whole is strictly prohibited without prior consent of JACTIM
Compiled: JACTIM / Kitae



条件付き移動管理命令SOP（PKPB） 発効日：2021年4月1日

2021年4月1日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2021年4月1日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳 秘

許可された活動

- 経済および産業のサプライチェーン
- 政府の公式事業
- 治療を受けるため、緊急事態、葬儀に関わる事態

禁止された活動

- 禁止リストによる

根拠とされる法令

- 規則18P.U. (A) 97/2021
- 緊急事態（感染症の予防と管理）（改正）条例2021
- NSCとMOHによって発行された判決の対象
- 省/省/機関の下での指示、規制およびSOP
- SOPPKPBサバ州全州
- 保健局長が随時発行するその他の指示・規制16P.U.

※ 事務局注

規則18P.U. 97/2021 3.4発効
感染症の予防と管理（感染した 地域内での措置）（条件付き移動管理）（第4号）規則2021-感染症の予防と管理法1988

緊急事態（感染症の予防と管理）（改正）条例2021 3.11発効
令状によらない逮捕権、SOP違反での罰則金引上げ等

詳細は法務局通達参照の事

4/2/2021

適用期間	24時間	許可される時間	下記の概要説明通り	居住者の移動について	条件により可
活動とプロトコル					
活 動					
概要説明					
ネガティブ・リスト					
エンタテインメント		•ナイトクラブ及びパブ			
スポーツ・レクリエーション活動		•青年スポーツ省の許可なしにトーナメント/競技会を主催すること。 •KBSのサポートとマレーシア移民局（JIM）の許可なしに、海外のトーナメント/大会にマレーシアの選手/参加者/役員/技術者が参加すること。 •KBSの支援とマレーシア入国管理局（JIM）の許可なしに、スポーツやレクリエーションのトーナメント/競技会を開催する目的で、外国人プレーヤー/役員/技術者がマレーシアに入ること。 •容量を超えたスポーツやレクリエーションの会場への観客/サポーターの出席。 •ランニング、乗り物、マラソン、トライアスロンなど、ソーシャルディスタンスを保てない大規模な活動			
ツーリズム		•CMCO地域外、MCOおよびEMCO地域内への観光活動。 •市民による海外旅行と大臣が宣言した外国人観光客を除くマレーシアに入る外国人観光客を含む国内観光。			
他の禁止された活動		•RMPの許可なしの州間の移動。 •多くの人が一か所に集まる可能性があり、ソーシャルディスタンス保持や、保健局長の命令に従うことが困難になる可能性のある活動。 •その他政府が随時決定する活動。			

Duplication and/or distribution of this document a part or whole is strictly prohibited without prior consent of JACTIM
Compiled: JACTIM / Kitae